

あきる野市教育委員会 1 2 月定例会会議録

- 1 開催日 令和3年12月17日(金)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時46分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程  
 日程第 1 議案第32号 あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
 日程第 2 報告第 4号 臨時代理した令和3年度あきる野市教育委員会所管予算(第7号補正)に関する報告及び承認について  
 日程第 3 報告事項(1)成人式式典の名称について  
 日程第 4 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員  
 教 育 長 丹 治 充  
 教育長職務代理者 田野倉 美 保  
 委 員 小 西 フミ子  
 委 員 坂 谷 充 孝  
 委 員 岡 部 秀 敏
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者  
 教 育 部 長 渡 邊 浩 二  
 指 導 担 当 部 長 草 刈 あずさ  
 生涯学習担当部長 佐 藤 幸 広  
 教育総務課長 吉 岡 賢  
 教育施設担当課長 岩 崎 徹  
 学校給食課長 山 本 匡 俊  
 指 導 担 当 課 長 樺 山 雄 三  
 生涯学習推進課長 沖 倉 英 基  
 スポーツ推進課長 長谷川 美 樹  
 図 書 館 長 細 谷 英 広  
 指 導 主 事 大 道 雅 士  
 指 導 主 事 宇佐美 拓 郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 1 2 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は、全員が出席しております。

それでは、議事日程に従いまして会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、坂谷委員と岡部委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 3 2 号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を指導担当部長にお願いいたします。

指導担当部長（草刈あずさ君）

では、議案第 3 2 号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成 3 0 年の学校教育法等の一部改正において、通常の紙の教科書に加えて、いわゆる学習者用デジタル教科書も使用できるようになりました。また、同年の学校教育法第 3 4 条第 2 項に規定する教材の使用について定める件によって、学習者用デジタル教科書の使用については、各教科等の授業時数の 2 分の 1 に満たないこととされておりましたが、令和 3 年の文部科学省告示の一部改正によって授業時数の制限なく使用できることとされました。さらに国の G I G A スクール構想によって、市では令和 3 年度に小・中学校の児童・生徒に 1 人 1 台端末が整備され、学習者用デジタル教科書も使用できる環境を整えました。これらのことに伴いまして、市においても、必要に応じて学習者用デジタル教科書を使用することができる旨、規定するとともに、必要な文言整理を行うため、規則の一部を改正するため教育委員会の承認を求めるものです。

詳細につきましては、指導担当課長から説明いたします。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

改正の内容について補足説明をさせていただきます。添付いたしました新旧対照表を御覧ください。大きく 5 点ございます。

まず、第 5 条第 1 項第 3 号「命令された」を「命令をされた」に改めました。

次に、2 点目です。第 8 条では「指導、助言」を「指導及び助言」に改めました。

続いて、3 点目ですが、第 1 7 条第 1 項についてです。校長は、同法第 3 4 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を法第 4 9 条及び附則第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の定めるところにより、教科書に代えて法第 3 4 条第 2 項に規定する教材（以下「教科書代替教材」という。）、いわゆる学習用デジタル教科書を使用することができる

に改めます。また、第2項では、教科書及び教科書代替教材以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）で教育上有益適切なものは、これを使用することができるを追加しました。

続いて、4点目でございます。第18条第1項において、「教材」を「補助教材」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2項につきましては「前項に規定する教材」を「校長は、教科書代替教材及び補助教材」に改めました。

5点目です。第19条第1項「教材を使用する場合、次項各号に規定するものを除き」を「次に掲げる教材を使用する場合には」に改め、同項の次の各号に加える。第1号、教科書代替教材、第2号、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を追加し、同項第2項「又は学級全員若しくは」を「若しくは学級全員又は」に、「教材」を「補助教材」に、同条同項第1号の「教科書」の次に、「教科書代替教材又は準教科書」を加えました。

施行日は公布日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等がありますか。

田野倉教育長職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

新旧対照表の、第19条「校長は、次に掲げる教材を使用する場合には使用開始期日30日前までに、委員会の承認を求めなければならない」というところですが、使用開始期日というのは年度の初めと捉えられると思うのですが、例えば教科書の代替教材を使う場合には、どのような手続をもって実際の使用に当たるのかを教えてください。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

まだ不確定なところはございますが、教科書代替教材、いわゆる学習者用デジタル教科書を使用する場合、学校から書類を出していただいて、それを教育委員会で承認をして使えますということです。今までのドリル等も含めたことと同じような形で、承認した後に使用することになっております。

教育長（丹治 充君）

田野倉教育長職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

この教科書代替教材、デジタル教材を使う場合にも、今までの従来の紙の教科書は配布されて、それにプラスしてデジタル教材を使うという形なのでしょうか。紙の教科書の代わりにデジタルの教科書を使うということなのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今のところですが、紙の教科書とデジタル教科書を併用して使うように考えております。以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

この文言について、ご説明をしていただきたいところがあります。新旧対照表を見ますと、これまで「教材」と呼んでいたものを「教科書代替教材」と呼んだり、また「補助教材」と呼ぶと書いてありますけれども、その「教材」というものの経緯は何かあるのでしょうか。言葉の経緯のようななものですけれども。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

今までの教材というのは、子どもたちが扱っていました学習ドリルとか、または、副読本といって教科書と一緒に併用するものが入っておりました。今回、この教材というものに、新たにデジタル教科書が含まれて、さらに、その教材について詳しく表記をした形になります。それ以外にも準教科書は教材の中にもともとあったのですけれども、そこをしっかりと別建てで記しました。以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

今までのものにプラスしてデジタル教科書、教科書代替教材が入るということで考えると、例えば第18条の旧「校長は、教材を使用する場合には、」と書いてあるものが「校長は、補助教材を使用する場合には、」と変更していますけれども、これは変えるとすれば「校長は教材及び」ですとか、「教材または補助教材を使用する場合には」としないと、教材が省かれてしまうことなのかなと思うのですけれども。教材というのは、これまで使っていたドリルとか副読本というところを含めていたと思います。ただ、この補助教材というのは新たに使うことになるデジタル教科書というものを指しているのであれば、これまでのドリルや副読本が、この教材の選定から漏れてしまうのかなというのが、まず疑問に思うところです。その辺りというのは、可能性はないのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

先ほどの私の説明が不十分で申し訳ございませんでした。教材の中にはもともと準教科書と副読本と、あと学習ドリル等がございました。その中で教材と言われているものが、いわゆる今の新しいものでいきますと補助教材に当たります。教科書代替教材が新たに加

わったことによって教科書代替教材及び補助教材という形で表記をしました。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（草刈あずさ君）

デジタル教科書に当たる「教科書代替教材」と後ろに教材が付きましましたので、これまで「教材」と言っていたものの名称をそのまま「補助教材」と言い換えています。ですので、これまでの教材の範疇に教科書代替教材が入ってくるというよりは、教科書と教科書代替教材があり、今まで「教材」と呼ばれていたものが「補助教材」と名前を使い分けるように整備をしたところです。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。これまでのものが全て含まれた補助教材ということで理解をしました。ありがとうございました。

これは別のことですが、この新旧対照表は変更をした部分に線が引かれるということでしたら、第17条の上に（教材の使用）とあるところに線が引いてありますけれども、変わっていないのでこの線はいらないかと思うのですけれども。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

こちらにつきましては一度確認をして、修正する場合には修正をしていきたいと考えております。

教育長（丹治 充君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

すみません、ご指摘のとおり、新旧対照表に関しましては、変更部分あるいは削除した部分に下線を引くものでありますので、この条文の名称に関しては変わっていないということであれば、下線は要らないという解釈に。教育部全体の文書のこととしてお答えをさせていただきます。以上でございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。

以上です。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問等ございましたら。よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ごめんなさい、もう一つよろしいですか。

教育長（丹治 充君）

どうぞ、田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

教科書については、今、無償で各家庭に配布されています。新の18条第2項のところで「教科書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について」という、その経済的負担のところでお聞きしたいのですが、もしこのデジタル教材を使うとなると、教科書のデジタル版ということだと思いますが、それに対してかなり費用がかかってくるものなのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

お答えします。

費用につきましては、2024年から文部科学省で無償化が検討されております。現在、まだ全部の確認はしていないのですけれども、現在のところは有償、1人当たり、例えば300円の教材があります。ただ、実証実験としまして、2022年度から外国語につきましては、全校実証実験が検討されているところでございます。以上でございます。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

すみません。デジタル教科書を使用する可能性があるということで法整備というか、整備するところだと思います。学校から、先生方から、デジタル教科書の使用等について、これまで何かよいとか、教育に適さないとか、そのような意見が出たことはあるのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（縦山雄三君）

現在あきる野市の学校としましては、指導者用（先生用）のデジタル教科書を使って大きなテレビで子どもたちに授業をしたりという取組や、その画面を子どもたちに見せたりして取り組んでいるところです。実際の学習者用デジタル教科書につきましては、まだ使用していないのですけれども、調べましたところ、例えば文字が音声で読まれたりとか、地図を広げられて見ることができるなどメリットが報告されているものもございました。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

多分、教科書の大型化ですとか、ページ数の多さなどで、かなりの重量の教科書を子どもたちが背負って毎日学校へ通っているという話が。プラスの面としても取り上げられることがあるのですけれども、足腰が鍛えられると。でも、マイナス面で捉えられることのほうが多いように思います。今後、教科書のデジタル化が進みますと、そういった部分の子どもたちの負担は減ってくると思いますので、あきる野市においても、教科書のデジタ

ル化を前向きに考えていく機会ができるといいなと思います。どうするかというのは、恐らく何らかの手続が必要だとは思いますが、私的には推進していきたいと感じております。意見です。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかありますか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第32号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第32号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 報告第4号臨時代理した令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いいたします。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、報告第4号臨時代理した令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）に関する報告及び承認について説明させていただきます。

提案理由でございますが、本件につきましては、令和3年12月定例会議に追加の補正予算として上程し、議決されたものであり、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、臨時に代理いたしましたので、同規則第4条第2項の規定により、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、歳出の表を御覧ください。第10款教育費、02小学校費、01学校管理費の287万3,000円及び03中学校費の同じく01学校管理費360万3,000円は、今後選定する小学校及び中学校のトイレに試験的に抗ウイルス機能を有した液剤を塗布し、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び臭気対策の効果を検証するための委託料を計上するものでございます。

また、02小学校費、02教育振興費の72万5,000円及び03中学校費の同じく02教育振興費25万1,000円は、教育振興を目的とした指定寄附を受けたことから、指定された小学校及び中学校それぞれに教育備品を購入するための経費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認くださいますよう、お願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などありますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

このトイレの抗菌剤についてですが、小学校287万3,000円、中学校が360万3,000円、この抗ウイルス対策、臭気の除去に関して使われるにとしては本当に高いと思ったのですけれども、学校を選定しているとしても、数はどのぐらいになるのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

お答えいたします。

今回、この補正予算に計上させていただいた数になるのですが、小学校が小便器が32基、それから和式便器が12基、それから洋式便器が39基でございます。それから、あと床の清掃、この面積が270平米になります。中学校の数です。すみません。

小学校は、小便器が32基、和式便器が14基、それから洋式便器が32基。床面積が180平米になります。

この予算の範囲内で学校をこれから選定していきたいと考えているところでございます。以上になります。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかに質問がある方はいらっしゃいませんか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今のトイレの抗菌剤についてですけれども、液剤の塗布をすることによって新型コロナウイルス感染症対策及び臭気対策になるということですが、どのように塗布して、その効果がどのくらい続くのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

まず、液剤になりますが、具体的にどういうふうにするというのは、まだ確認は取れていないのですけれども、恐らく布などで、ごしごしとこするような形で、液をつけて、それを便器やタイルにすりつけていく、そういうような形になるかと思えます。

それから、効果になりますが、これはカタログに出ている効果になるのですけれども、抗菌効果と言われているもので、大腸菌を対象にした調査をしたところ、18時間培養後の試験結果でいきますと、未加工のものと加工したものを比較をしますと、約1,000

倍違うものになっているようです。それから消臭効果に対しても、アンモニアが40ppmのものを対象としているのですけれども、48時間の経過後のものでいきますと、未加工のものが25ppmに減少して、加工したものについては0.2ppm以下になると検証がされているということになっております。効果が約5年間程度と今現在聞いているところであります。以上になります。

教育長（丹治 充君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

詳しくありがとうございます。この塗布をするのにかなり時間がかかるということですよ。今のお話ですと、手でごしごしこすって塗るということなので、多分塗布をするに当たって、ある程度の期間お手洗いが使えない状態になり、その後、5年間は新型コロナウイルス感染症対策になったり、臭気対策になったりするのではないかとということで試験的に導入ということによろしいのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

清掃後の空き時間というのでしょうか、とりあえず1日ということでは聞いてるので、例えば学校が休みの土曜日とかに施工させていただければ、次の週の月曜日からは使っていただくと現在は聞いております。今言ったように5年間はとりあえずメンテナンスをしなくても大丈夫ということでは考えているところではございます。

以上でございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

今回は、新型コロナウイルス感染症対策、臭気対策を試験的に行うということですので、具体的な数値というのはかなり難しいと思うのですけれども、先ほどおっしゃっていたppm、臭気レベルの測る器具等を使うのと、それから実際に人間が嗅いで、その効果というのは数値化はかなり難しいと思うのですけれども、実際どうなのかということ子どもたちもいますので、大人と子どもの鼻で感じてどうなのかということ、具体的に結果を示していただくと、試験を行った効果が出るのかなと思います。今後ほかの学校をどうするかということにもつながっていくと思いますので、施工する際には、そういった部分も含めて。これは、お金云々の話ではないと思いますので、検証していただければと思いますけれども、その辺は何かお考えございますでしょうか。

教育長（丹治 充君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（岩崎 徹君）

お答えいたします。

その臭気を測定する機械も実際にございまして、今回12月議会前に、そういう質問が出たものですから、その機械を使って全校測定をさせていただいております。ただ、その機械が臭いの強さを測定する機械だったものですから、例えば、そこに芳香剤が置いてあるなど、そういうことになってしまいますと、その臭いの強さを拾ってしまって数字が上がってしまう、そういうことが分かりまして、それで、じゃあどうするのかというのは申し訳ないですが、答えが出ていない状況になってしまっています。

すみません、以上になります。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

そうですね。というところですが、こういった液剤というのは、いい匂いだから消さないとか、臭いにおいだから消すとか、そういうものではないと思うので、たとえば仮に芳香剤が置いてあったとしても、その臭気に対しても反応するものだと思うんですね。だから、それは余り関係ないかなと思いますので、何らかの形で検証していただければと思います。よろしく願いいたします。

教育長（丹治 充君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

今おっしゃいましたとおり、この臭気の測定器というのは、例えばアンモニア臭だけを拾うとか、そういったものではないというのも事実ですが、例えばトイレの臭気レベル、それからトイレ以外のところでの臭気レベルの違いであるとか、そういったところでも一定の違いというのが出てくる場合があります。また、季節によっても違いがあると思います。ですので、例えばですが、外で計るとこうだったけれども、トイレで計るとこうなるという何らかの基準の中で一定の検証をしていくということは可能だと思います。あとは、やはり人間の感覚は大きなバッグデータとなると思いますので、併せて考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（坂谷充孝君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかご質問等ございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

教育振興備品が、それぞれ小学校、中学校とありますけれども、具体的にどんなものを買われてこの金額が出ていますか。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（吉岡 賢君）

こちらにつきましては、今回97万5,000円の寄附をいただいているところでございまして、購入内容については、各学校から調査をさせていただいて決めており、具体的なものを挙げさせていただきますと、低音のオルガンであったりとか、気化式の冷風機、それと大型スクリーン、それとワイヤレスのアンプ、それと液晶テレビ、この5つが今回の備品として購入をさせていただく予定であります。以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。分かりました。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

報告第4号臨時代理した令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 報告第4号臨時代理した令和3年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告事項（1）、成人式式典の名称について、報告者は説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（沖倉英基君）

貴重なお時間をいただきありがとうございます。報告事項（1）、成人式式典の名称について、生涯学習推進課から報告をさせていただきます。

令和4年4月1日より施行される民法の一部改正に伴い、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。本市では、民法改正後の令和5年1月及び翌年以降の式典につきましても、引き続き20歳を迎える方を対象に実施するものとしております。教育委員会事務局処務規則においては、生涯学習推進課の事務分掌の一つに成人式に関することとございます。令和5年1月とございます。令和5年1月以降の式典については、成人式という名称が使用できなくなることに伴い、規則の文言を改める必要が生じたことから、ここで新たな名称を決定したものでございます。

新たな名称につきましては、「あきる野市二十歳を祝う会」とさせていただきます。名称の選定に当たりましては、近隣自治体の事例を一つの参考にする事といたしました。現在、多摩26市のうち名称の決定をしている自治体は5市、検討中が20市となっております。そのうち八王子市が「二十歳を祝う会」、立川市が「二十歳を祝うつどい」などとなっております。民法改正により18歳成人となる中、20歳という一つの節目でお祝いの催しを行うに際し、他市でも使用している「二十歳を祝う会」という名称がふさわしいのではないかとこのことで候補とし、決定をした次第でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

ありませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

では、本件は報告として賜りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入ります。

それでは、私から報告をいたします

11月26日、教育長を拝命いたしました。同日は議会初日でした。また、臨時校長会を開催していただき、ご挨拶をさせていただきました。11月28日には環境ポスター表彰式がありまして、応募点数329点から入賞者は13名、内訳は小学生児童が4名、中学生生徒が5名表彰されました。主催者の村木市長と私と事務局、受賞者の保護者が出席いたしました。ここに子どもたちの作品がこうして概要版がありますので、なかなか面白い作品等もありました。特にポスターについても、学校によってかなりの違いがあるなどという印象を受けました。

11月29日、西中学校が東京都中学校駅伝大会で優勝をいたしまして、関東大会出場決定の報告がございました。12月の11、12日に関東大会が行われまして、そこで第4位の入賞の栄冠に耀き、これは過去あきる野市の最高位の入賞となりました。なお、東京都代表として、この後、駅伝大会、市で行われる大会に出場する予定だと伺っております。

12月7日、それから9日、寿大学が行われまして、五日市校89名、秋川校349名が参加された閉校式に参加させていただきまして、この中で学習されている皆様の本当に学習意欲を強く感じた次第です。

それから、東京都から多西小学校の図書館ボランティアに団体が感謝状をいただいた件を報告をさせていただきます。

以上です。

それでは、委員さんから何か質問、報告ありますでしょうか。

いいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ただいまの報告について、特に質問等はございませんので、そのほか委員の皆さんからの報告、何かありませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問がないようですので、教育長及び教育委員の報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（吉岡 賢君）

それでは、私から、今後の日程等についてのご案内をさせていただきたいと思います。

なお、本日、当日資料で差し替えをさせていただいておりますが、こちらを御覧になって報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず初めに、12月の20日でございますが、前田小学校の学校訪問を予定しております。なお、当日は午前9時に市役所を出発する予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、年明けになりますけれども、1月の10日月曜日でございますけれども、秋川キラホールにおきまして、成人式の開催が現在は予定をされているところでございます。

次に、1月11日火曜日でございますけれども、こちらは東京都市町村教育委員会連合会の理事会及び理事研修会が東京自治会館で予定がされております。なお、当日につきましては、小西委員にご出席をいただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、次回1月の定例会でございますが、1月の20日木曜日、午後2時から、ここ505会議室で開催をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの案内は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ないようでございますので、以上をもちましてあきる野市教育委員会12月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時46分